

## 〈授業報告〉社会科学総合研究 (ジェンダーとセクシュアリティ)

### 授業の概要

国際連合(国連)の「持続可能な開発目標」(SDGs)は世界的なトレンドとなっており、その一つとしてジェンダー分野が掲げられている。日本でも、「ジェンダー・ギャップ指数」(世界経済フォーラム)の順位の低さや有名芸能事務所の性加害問題など、ジェンダーとセクシュアリティにかかわる諸問題への社会的関心が高まっている。

そうしたなかで、社会科学部ではジェンダー関連の授業が不足していたことを憂慮した教員有志が、2022年度に3年生以上を対象にした「社会科学総合研究(ジェンダーとセクシュアリティ)」という授業を立ち上げた。EU(ヨーロッパ連合)では、すべての政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化(gender mainstreaming)」という考え方があることから、ジェンダーを必ずしも専門としていない教員たちが、それぞれの専門領域においてジェンダー&セクシュアリティの課題と取り組みについて紹介した授業を構成している。

映像研究(佐藤洋一教授)、国際人権法(棟居徳子教授)、社会思想史(寺尾範野准教授)、ヨーロッパ政治(鈴木規子教授)、組織行動論(鄭有希教授)、教育政策(菅野琴講師)、政治学(遠藤晶久教授)、平和学(堀芳枝教授)など、社会科学の多様なアプローチからジェンダー&セクシュアリティに関する基礎的な知識を身につけ、多様な課題についてジェンダー&セクシュアリティを絡めて考えられるように学生たちに求めた。

また、「社会科学総合研究」の名にふさわしく、学生たちは秋学期中にキャンパスの外に出て、ジェンダー&セクシュアリティに関連するフィールド調査を実施した。こうした経験をもとに、学期末にはグループで課題研究発表を行った。

以下では、履修者35名のフィールドワーク・レポートの中から、4名の学生たちの力作を選んで紹介する。

## 子育てにおける男女格差について — SAITAMA 子育て応援フェスタ 2023 へのフィールドワーク —

佐藤 彩音

### 1 背景

2023年11月15日の朝日新聞デジタル「母の仮面が苦しいあなたへ 『自分』は今もそこにいる」(金原ひとみ)という記事を読んで、子育てにおける女性の苦痛、母親・女親であるという重荷に衝撃を受けた。筆者の子育て時代から時が移り変わり、今日では父親・男親も子育てに取り組むという雰囲気が作られ始めていると聞かすが、実際本当なのだろうか。

「子育て応援」は誰に対するものなのか、男女両方が子育てをすることは当たり前になっているのか、2023年11月19日「SAITAMA 子育て応援フェスタ2023」に参加し、感じたことを以下に述べる。

### 2 イベント概要

本イベントは、埼玉県が主体となり、官民連携での「たのしい子育て」のための情報発信を行うことを目的として2023年11月18日、19日に開催された。体験型のイベントやセミナー、トークショーを通して

不安を解消することで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成していくとともに、県・市町村の子育て支援情報なども知ることができる。

### 3 感じたこと

#### 3-1 参加者について

1時間ほど滞在し、参加者は夫婦、夫婦と子供、母親と子供、ママ友と子供たちの4種類におおよそ分類できることが分かった。父親と子供、パパ友と子供たちという構図は私が滞在した1時間では見られなかった。

#### 3-2 体験型イベントについて

妊娠体験、ハイハイ競争を見学した。

##### 3-2-1 妊娠体験(写真1)

妊娠体験とは、専用のベストを着て、妊婦の感覚を疑似体験することである。階段の上り下りや靴下の着脱、床のものを取る



写真1 妊婦体験の様子。体験後、パートナーへの感謝の気持ちを伝えるボードを持って記念撮影する。

など、普段の生活では当たり前でできて、妊婦にとっては難しいことを学べる。男性は妊婦にはなれないので、この体験を通して、パートナーの気持ちを少しでも理解することができるのではないかと感じた。

### 3-2-2 ハイハイ競争 (写真2)

父親または母親のもとからスタートし、父親または母親のもとへハイハイで向かい、その速さを競うイベントである。筆者が見学した回は、スタートに父親、ゴールに母親というパターンが多かった。どのような決定方法かは不明であるが、母親のほうが子どもと関わる時間が多く、誘導するのにより相応しいという考えが無意識のうちに母親をゴール地点の担当にさせたのではないかと考える。



写真2 実況付きで大盛況であった。

### 3-3 子育てグッズについて (写真3・4)

場内では子育てに役立つさまざまなグッズの販売、試供品の提供が行われていた。ただ、商品紹介ポップを観察していると、母親をターゲットにした商品が一定数見られたことが、現状の育児における男女親格



写真3 子どもと出かける機会は母親が多いということ想起させる。



写真4 本商品は母親が子どもに施すとともに、自身も使えるということ想起させる。

差の象徴であると考える。

## 4 まとめ

イベントを通して、育児における男女親格差は未だ大きく残っているということが分かった。特に、ビジネスにおいて顕著である。社会全体を変えていくためには、ビジネスを通じたアプローチが一つの方法なのではないかと感じた。

### 参考文献

「(寄稿)「母」というペルソナ 小説家・金原ひとみ」  
(朝日新聞 DIGITAL 2023/11/15)

## 慰安婦制度からみる戦時性暴力の背景にあるジェンダー観

塩田衣織



展示の概観

### 1 はじめに

私は今回、アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」(WAM)を訪問した。ここを訪問場所を選んだのは、「慰安婦＝性奴隷」説を否定した学術論文が真実だと認められたという記事を偶然目にしたことがきっかけである(産経新聞, 2023)。記事によると、この論文を発表した教授は、慰安婦が契約による売春婦であると主張する学術論文を発表している。私はある授業の中で、元慰安婦の女性が無理やり連行されて慰安婦になったと証言するドキュメンタリーを観たことがあったため、慰安婦が性奴隷ではないという主張が信じられなかった。そのため、慰安婦問題や戦時下の性暴力について考えを深めるとともに、この論文の真偽について考察するためにこの場所を訪問先を選んだ。

### 2 展示の内容から考えたこと

資料館の常設展は、女性国際戦犯法廷に関する展示と慰安婦制度に関する展示、戦時性暴力の被害者などの証言からなる。

まず、慰安婦制度の展示によると、慰安所は上海事変の際に日本兵士による強姦事件が多発したことを受け、「性問題解決のため」という名目で作られた。男性は放っておけば女性を犯すというジェンダー観を前提としており、アダルトビデオや性風俗が強姦を防ぐために必要という主張と通じるものがある。展示の中で衝撃を受けたのは、慰安婦の女性が明るく振る舞うことを強要されていたという記述である。これは日本兵の罪悪感を軽減するためという目的があったとも考えられるが、明るさや健気さを女性らしさとして押しつけていたと捉えることもできる。常に自殺したいと考えていたと証言する女性もいるほど過酷な環境下にもかかわらず、明るく振る舞うことが強要されるという残酷さに胸が痛んだ。

展示によると、慰安婦の女性は「お金を稼げる仕事がある」「工場で働く」と騙されて連れてこられたり、無理やり連れてこられたりしていた。これが事実であれば、慰安婦は契約に基づいて働いていたという論文の主張は間違っていることになる。慰安婦が契約によってではなく当人の意思に反

する形で働かされていたという事実は、当事者の証言の展示からも分かった。台湾人の黄阿桃氏は、看護助手の仕事があると聞いて渡ったインドネシアで、空襲で怪我を負った身体で慰安婦として働かされたと言っている。この証言に基づくと、慰安婦が契約に基づいた売春婦と言うことは不可能である。

また、戦時性暴力の加害者側にあたる元日本兵の証言も印象的であった。この男性は派遣先の中国で、現地の住民に対して性加害や残虐行為を行ったことを証言している。輪姦をしたり、兄妹に性行為をさせてそれを見て楽しんだりしたそうだ。これらの残虐行為そのものにも大変ショックを受けたが、もっとショックだったのは彼がこういった行為を「平気でした」「帰国後は生活に追われて戦地でのことを忘れていた」と語っていたことだ。普通の人間が残虐な行為を平気のできるようになってしまう環境の背景には、戦時下での男性性やホモソーシャルがあったと考えられる。慰安婦制度も、女性を性的に支配することと男らしさが結びついていた当時の価値観に基づいていることを実感した。

### 3 まとめ

今回の訪問を通して、慰安婦は女性の人権と尊厳を踏みにじる残虐な制度だということを再認識した。戦時性暴力の背景を分析することで当時の女性性と男性性の両方が浮き彫りになることも分かった。そして当時のジェンダー規範が残存していること

も実感した。

先述した論文は、慰安婦は日本軍によって強制連行されたわけではないから性奴隷ではないと主張している。しかし、女性が意思に反して売春をさせられたという事実がある限り、慰安婦は性奴隷と言わざるを得ない。慰安婦だったことを何十年も家族にも話せず苦しんだという女性たちの勇気ある証言が嘘だとは思えないが、元慰安婦の主張を懐疑的に捉える人も少なくない。現代においても性暴力の被害者が声を上げることや被害を証明することは非常に難しい。「本当は合意があったのではないか」「金目当てなのではないか」という言葉で被害者が非難されることも日常茶飯事である。慰安婦問題を通して真実を証明することや性暴力をなくすことの難しさを痛感すると同時に、この問題から目を背けてはいけなさと強く感じた。

#### 参考文献

「(JAPAN Forward 日本を発信) 歴史戦の大転換点」  
(産経新聞 2023/2/20)  
<https://www.sankei.com/article/20230220-6UMXAA7QYRI5XNGUHNGWGAFMOY/>  
(最終閲覧日：2023年12月19日)

## 服装による女性社会進出のバックアップ —イヴ・サンローラン展 時を超える スタイル—

野口 莉花

今や女性の活躍推進が話題に上がることは多い。しかし女性の社会進出について声を出すことができるまでに社会を創り上げたのにはどのような歴史があったのか。社会の価値観はどのように変容していったのか。女性の衣服に変革をもたらしたとされる、パリ発のファッションブランド、サンローランのデザイナーイヴ・サンローランの歩みとデザインアイテムを展示した「イヴ・サンローラン展 時を超えるスタイル」に足を運んできた。

### 1 イヴ・サンローランの生い立ち

イヴ・サンローランはフランス領アルジェリアの上流階級の家産に生まれた。厳格なカトリックの学校で絵が心の拠り所となり、そのうちファッションデザインに目を向けるようになった。

### 2 展示の概要

サンローランが服飾業界にもたらした偉業と言え、女性に服装の自由を与えたこ



フィンセント・ファン・ゴッホへのオマージュ（撮影可能エリアの展示物）

とである。

1960年代から、彼は活動的な女性のニーズに応えるような衣服を製作するようになった。例えば、1962年のコレクションでは女性のためのスカートスーツが誕生した。スーツはそれまで男性のためのものであった。「男性は仕事、女性は家庭」という考えに釘を刺し、働く女性を応援する社会風刺を含めたメッセージ性のあるデザインである。当時の女性はパンツなど以外の外で、ボリュームのあるスカート等が主流であったが、サンローランは動きやすく必要な男性用アイテムを女性が着られるようアレンジを加えたデザインを展開することで、女性の活躍の推進を世間にアピールしていたのだ。2002年のインタビューで彼は「今や女性がパンツスーツを履くのは当たり前」となっており、それが嬉しいと語った。

### 3 展示で抱いた疑問と考察

サンローランが女性の社会進出に向けて



動いたのは大きい。しかし、展示を観ている疑念を抱いたことは、スケッチや展示中のマネキン、ショー中のモデルの体型が1人残らず細かったことだ。1970年よりアメリカで議論されるようになった「ルッキズム」という概念。日本では近年話題に上がり概念自体は浸透してきたが、外見至上主義、ここでいう「細い方が可愛い」のような考えは根本的には変化していないように感じる。

当時サンローランは、女性が生きやすい世の中を作り出そうとしていたが、細くて世間一般的に「スタイルが良い」とされるモデルが登場するほど、「理想の女性像＝細い」という概念が築かれ、さらにそれによって苦しむ女性が出てくるのではないかと感じた。

外見至上主義が問われてから30年余り経過した2017年、BBCによると、フランスでは極端に細く不健康なモデルの起用を禁じる法律を打ち出した(BBC NEWS, 2017)。BMI指数などを含む医師の診断書の提出が必要となり、破った場合は雇用主が罰される。そのきっかけはサンローランの広告だったそうだと(WWD Japan)。実際の写真を見ると、確かに肋の骨が浮き出たようなモデルが起用されている。一方で当ブランドの最新コレクションを見てみても、細くて顔の小さいモデルしかない。いくらブランドに法律を改正させるだけの力があっても、その法律をかるうじて潜り抜けるようなモデルを起用しては、世間の美の基準を変化させることは難しいと感じた。



痩せすぎモデルを起用した「サンローラン」の広告  
出典：WWD Japan

#### 4 今後の展望

今回の展示に足を運んだきっかけの一つは「洋服が好きであること」であった。展示の観客は女性が多く見受けられ、同じようなきっかけを持つ人も多かったのではないかと推測する。実際の展示の内容は、ただサンローランが手掛けた衣服が並べられているだけでなく、女性の活躍推進について一躍を担った彼の功績について端的に文章でまとめられていた。よって、そのつもりはなくても女性の活躍やフェミニズムなどジェンダーの問題を考えさせられる。社会問題を世に提示するきっかけとして今回の展示は大変有効であったと推測する。

一方でルッキズムについても考えさせられる場となったのは予想外であった。留学先のアメリカでは、体型の異なる3人がモデルとして広告に出ているブランドが多数あったが、日本ではまだ細身のモデルが起用されることがほとんどであり、ルッキズムの概念が浸透したのも近年である。服飾業界が世間の社会基盤に与える影響は大きい。今後は多様な体型のマネキンやモデル

が登場してルッキズムの概念をより浸透させ、美の基準が更新されていくことを願う。

#### 参考文献

BBC News, 'France bans extremely thin models' (2017/5/6)

<https://www.bbc.com/news/world-europe-39821036>

WWD Japan 「業界は、「画一的な美しさ」から解放されたのか!? WWDJAPAN 記者がルッキズムの現在地を語る座談会」(2021/6/14) <https://www.wwdjapan.com/articles/1222766>

同性婚はなぜ求められているのか  
—「結婚の自由をすべての人に」訴訟  
東京高裁第1次控訴審の原告答弁を  
通して—

建部 春花

レズビアン友人との会話の中で日本では同性婚ができないことを知り、その正当性に長く疑問を持ってきた。最近では同性婚訴訟の判決が大々的にニュースになったり著名人がカミングアウトをしたりなどにより同性愛の認知度は以前よりも高まっているように感じる。しかしその一方で、SNSで“同性婚”と検索をかけると肯定的な意見よりも否定的な意見が目につきやすい。政府の言論やSNSの様子から、「パートナーシップ制度<sup>1)</sup>」で十分であろうという風潮も見受けられる。「結婚の自由をすべての人に」訴訟（以下、同性婚訴訟）は、そのような風潮の中でもなお同性同士の婚姻を求めて展開しており、原告をはじめ当事者の方々やアライが今も精力的に活動している。本レポートでは、同性婚訴訟の原告答弁の場を通して原告が何に苦しみ何を求めているのかを改めて確認するとともに、なぜ同性婚が求められているのかを考える。



## 1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の概要

当訴訟は、法律上の性別が同じ相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定は憲法違反であるということ正面から問う日本で初めての訴訟である（CALL4）。2019年2月に札幌、東京、名古屋、大阪の裁判所で一斉に提訴され、2019年に9月には福岡の裁判所でも始まった。2023年6月時点では札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5つの地方裁判所で判決が出ており、3つの判決で違憲判断、1つで合憲、1つで違憲状態と判断が言い渡されている。しかし、4つの違憲判決・違憲状態判決を受けても、政府は注視するにとどまり、法案審議は全く始まろうとしない。東京2次訴訟も始まっており、今後の政府や国会の動向にも注目が集まる（Marriage For All Japan）。筆者は10月31日に東京高裁で行われた第1次控訴審の第2回口頭弁論期日をフィールドワークの場を選び、原告の思いや政府に求める対応を以下にまとめる。

## 2 当期日における原告の主張

2022年11月の一審東京地裁判決では「個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとは言えず、違憲状態にある」とした上で原告の国に対する損害賠償請求は棄却された。これを受けて2023年6月から第1次控訴審が東京高裁で行われている。

当期日では、原告2人、弁護士1人の3

人が主張を行なった。1人目は原告の西川さんである。西川さんは同性愛者の存在を想定して法律の中に位置付けてほしい、とマイノリティとして過ごす日々の困難とともに訴えた。同性カップルの間の子どもへの「子どもがかわいそう」という偏見は、同性カップルの婚姻が法律に位置付けられていないことで社会的にその存在が承認されないからであるとし、「同性愛者の生き方を差別してもいい」、「同性愛者は普通とは違うもの」という思いを国が率先して植え付けていると主張した。

2人目の原告である広橋さんは、同性愛者ゆえの幼少期からの悩みや自己否定の精神を踏まえて「特別な権利を求めているわけではない」と強く主張していた。第一審では違憲状態と判断され、同性婚問題への処置は立法裁量に任せると曖昧な態度が取られたにとどまらず、婚姻を求めているにも関わらず「結婚に類する制度」と位置付けられたことで同性愛者を異性愛者よりも劣った存在であるように認識させられると怒りを露わにしていた。本人の意思でコントロールができない性質に応じて国家レベ



写真 東京高等裁判所の外観（施設内は撮影禁止）

ルの対応が分けられることへの疑問も提示し、結婚は人権であることを強く主張している。また、同性カップルを法律婚から排除することで、同性愛者同士の関係が社会的に承認されないものであるというステイグマを強化している、と訴えた。

原告らを弁護する加藤弁護士は、登録パートナーシップはあくまでも同性婚への通過点であると強調した上で、パートナーシップ制度の実施で満足せずに法制化まで進んで欲しい旨を主張した。また、日本社会の現状として社会のあらゆる場面に結婚制度が浸透しているため、同性婚が法制化されることで家族として社会がカップル2人を扱う全てのパートナーシップに寛容な社会になってほしいと締めくくった。

### 3 考察・まとめ

今回のフィールドワークで原告本人の口から同性婚に対する思いや日々の苦悩を聞くことができた。特に「存在を想定してほしい」という当事者の思いはショッキングであった。持続可能な社会を目指すにあたって必要不可欠な「誰ひとり取り残さない」という精神とは正反対の結果であり、このように感じる国民がいることは先進国として恥ずべき事態であると強く感じた。また、法律に同性愛者が組み込まれていないことは無意識のうちに同性愛は異性愛よりも劣った存在であるという思い込みを引き起こしているという現状は、十分に同性婚の法制化を進めるべき理由の1つになりうる。国民の意識の変化を立法や行政が待

つのではなく立法や行政が国民の意識を変える姿勢を持つ必要性が大事なのではないだろうか。これまで民間団体によるアンケート調査などから得られる定量的な情報やSNS上の信憑性の薄い言説に多く触れてきていたためか、いささか同性婚法制化の必要性に疑念を抱いていた部分もあった。しかし、今回当事者たちの生の声を法廷で耳にしたことで同性愛者にとっての同性婚問題の深刻さや当事者にしかわかりえない苦悩が多く存在することを理解でき、同性婚法制化が解決すべき喫緊の問題であることを改めて実感した。

#### 注

- 1) 「各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行」し、条例に基づき一定の社会保障を与える制度である。2023年6月時点で300を超える自治体でパートナーシップ制度が施行されている。(日本LGBTサポート協会)

#### 引用ウェブサイト

- CALL4 「結婚の自由をすべての人に」東京地裁判決についての弁護士声明 URL: <https://www.call4.jp/file/pdf/202211/b16e86dfb95ebe14740ff4fc5a3748b6.pdf> (2023年12月15日最終閲覧)
- Marriage For All Japan 「裁判情報」 URL: <https://www.marriageforall.jp/plan/lawsuit/> (2023年12月14日最終閲覧)
- 日本LGBTサポート協会 「パートナーシップ宣誓制度」 URL: <https://lgbt-japan.com/partnership/> (2023年12月14日最終閲覧)

## 担当教員からの講評

佐藤報告は、父親も育児をすべきとの規範が実際にどれほど今の社会で共有されているかを検証すべく、官民連携の育児支援イベントに参加した体験記である。父親のみと子どもでの参加者が見受けられなかったこと、ハイハイ競争での父母の位置、子育てグッズの宣伝文句が母親にのみ向けられていたことを鋭い観察眼で見出し、「育児における男女格差は未だ大きく残っている」との結論を説得的に導き出している。

塩田報告は、従軍慰安婦は契約に基づく売春業従事者だったと言えるかという問いを考察すべく、「女たちの戦争と平和資料館」を訪問した記録である。展示された元慰安婦当事者たちの証言から、彼女たちがしばしば騙されたり真実を告げられないまま従軍し、意に反して売春をさせられたことがわかったとして、彼女たちの行為が自由な契約に基づいていたとはいえないと結論づける。加えて、性暴力を促す男性性の問題や、元慰安婦の証言の否定と現代の性被害者へのパッシングの共通点についても重要な考察をおこなっている。(なお、この資料館は早稲田キャンパスから徒歩5分ほどの場所にある。在学中にぜひ一度足を運んでほしい。)

野口報告は、「イヴ・サンローラン展」の訪問記録である。同様の場所をフィールド先に選んだ受講生は他にも複数いたが、野口報告はファッションとジェンダーの関係におけるサンローランの革新性(という展覧会のメッセージ)を正確に紹介しつつも、

ルッキズムの視点を取り入れ批判的考察につながっている点が優れていた。

建部報告は、「結婚の自由をすべての人に」訴訟(いわゆる同性婚訴訟)の原告答弁を傍聴した記録である。明瞭にまとめられた同性愛当事者たちのことばは、異性愛者にとっては「自然」なものに感じられる現行の結婚制度が、セクシュアル・マイノリティの人々には大きな苦しみのもととなっているのみならず、「差別してよい」と国がお墨付きを与えているという事実も示している。当事者たちの声を聴くことで、問題の本質が深い次元で理解できるという重要な気づきも得られている。

4本いずれのレポートも、ジェンダー&セクシュアリティをめぐる多様な社会課題にみずからの頭と足をつかって真摯に向き合い、観察し、考える姿勢があらわれていた。

文責・編集：寺尾範野

